

■TAC登録講習お申込みに関しての注意事項

！お申込み前に
必ずお読みください。

TAC登録講習は国土交通大臣の登録を受けて実施する講座のため、通常の講座より受講条件が厳しくなっています。

下記の注意事項をよくお読みいただいた後にお申込みください。お申込みの場合、下記事項についてすべてご承諾のものとみなさせていただきます。

登録講習の対象者について

●登録講習は、登録講習申込時点から受講修了時期までにおいて宅建物取引業法施行規則第10条の5第1号に規定される宅建物取引業に従事され、かつ通常業務の中で従業者証明書をお持ちの方を対象に実施する講習となっております。不正に交付された従業者証明書などを使用し、不正に講習を修了された方につきましては、その事実が確認された時点で登録講習修了の権利を取り消しとさせていただきます。また、宅建物取引士資格試験の一部免除試験に合格された後に当該事実が確認された場合においては、登録講習の修了の権利のみならず、宅建物取引士資格試験合格につきましても、その合格が取り消されることとなりますのでご注意ください。

従業者証明書について

●お申込み時に、宅建業法第48条に基づく従業者であることを証する証明書として「従業者証明書」の写しを必ずご提出ください(郵送でのお申込みの場合には、必ず同封してください)。「従業者証明書」の写しをご提出いただけない場合、TAC登録講習のお申込みをお受けできません。また、従業者証明書に不備があった場合にお申込みをお受けできません。なお、スクーリングの際にも「従業者証明書」をご提示いただき、再度確認させていただきますので、必ずご持参いただきますようお願いいたします(コピーでも可)。

お申込みについて

●受講料をお支払いいただく場合には、TAC受付窓口での現金納入、デビットカード、クレジットカード、銀行振込・郵便振替・その他TAC指定の方法によりお取扱いいたします。
●銀行振込・郵便振替等でのお申込みの場合、振込手数料はお客様のご負担となります。
●TAC「宅建士登録講習」のみご受講の際は、入会金(¥10,000・10%税込)は不要です。
●TAC「宅建士登録講習」は大学生協等代理店及びe受付(インターネット申込)でのお申込みはできません。直接TAC各校受付窓口、または郵送にてお申込みください。
●TAC株主優待券およびその他割引制度はご利用いただけません。
●TAC提携校の金沢校・高松校で受講される場合は、TAC直営校(裏表紙参照)でのお申込みはできません。必ず受講される提携校窓口にてお申込みください。それ以外の方法でのお申込みはできません。

お申込みの締切について

●各日程とも、申込締切日がございます。締切日を過ぎますと、お申込みいただけません。また、スクーリングの各クラスが定員に達した際には、申込締切日以前であってもお申込みいただけません。予めご了承ください。

申込書について

●お申込みの際には、「TAC宅建士登録講習専用申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。

受講にあたって

●各日程のいずれも、講義内容は同一となります。
●通信学習は、お送りする登録講習テキストをもとに、スクーリングの講義初日までに一通りの学習を修了してください。なお、提出課題はございません。
●スクーリングでは、通信学習時にお送りした「登録講習テキスト」を使用します。スクーリング時には必ずご持参ください。
●スクーリングには会員証及び宅建業従業者証明書を必ずご持参ください。
●スクーリングは全4回の教室講義となり、以下の内容で実施します。
＜第1回・第2回(各3時間)＞
(1)宅建物取引業法その他関係法令に関する科目
(2)宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目
＜第3回(3時間)＞
(1)土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目
(2)宅地及び建物の需給に関する科目
(3)宅地及び建物の調査に関する科目
＜第4回(1時間)＞
(1)宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目
●スクーリングについては、すべての講義に出席することが修了試験の受験要件となります。なお「TAC宅建士登録講習」につきましては、「クラス振替出席フォロー」などのフォロー制度は一切ございません。お申込みいただいたクラスの日程とおりにご受講いただきます(クラスの変更・欠席・遅刻・早退厳禁)。修了試験受験要件を欠く方の受講は認められません。

修了試験について

●修了試験については、4回のスクーリングをすべて受講していただいた後に受験できます。なお、ご登録いただいているクラスでの受験に限らせていただきますので、お申込み前に日程をご確認ください。
●修了試験は、30分間のオリエンテーションを行った後、1時間で実施します。試験は四肢択一式(マークシート方式)20問の出題により行い、14問以上正解された場合に合格といたします。
●修了試験の受験は原則1回のみとなります。不合格になった場合、無料で別日程をお申込みいただき、再度スクーリング・修了試験を受講・受験できます(同一年度・一回のみ)但し、E日程を受講される方はご利用いただけません。お申込み期限はご希望の日程・クラスのスクーリング第1日目の前日までとなります。お申込み時に同一年度の会員証・修了試験結果のお知らせ・顔写真1枚が必要となります。お申込みを希望されるクラスが定員に達している場合、お申込の時点でスクーリングの日程が全て終了している場合にはご利用いただけません。
●修了試験は通信学習およびスクーリング時に学習した内容より出題いたします。
●修了試験は厳正かつ公正に行います。なお、試験時には参考資料等の持込は一切できません。
●修了試験の問題冊子ならびに解答用紙は、試験終了後すべて回収いたします。
●修了試験の解答の配付はありません。
●修了試験合格者には登録講習修了者証明書を受講者が申請した住所へ、TACより郵送します。

修了試験合格後について

●登録講習修了者は、修了試験に合格した日から3年以内に実施される宅建士試験において、宅建士試験願書提出時に「登録講習修了者証明書」を添付することにより、一部の出題分野が免除となります。

その他の注意事項

●次の事項に該当する行為を行った場合は、これを不正受講とみなし、登録講習修了者証明書の発行は行いません。また、登録講習修了者証明書の発行後に不正受講が発覚した場合には、これを無効とし、この旨を国土交通大臣に報告するとともに、宅建物取引士資格試験を行う都道府県知事または都道府県知事から委任を受けた指定試験機関に連絡するものといたします。
①登録講習申込時にご提出いただいた従業者証明書の写しに虚偽の表示があった場合
②講義及び修了試験において、替玉受講等の不正行為を行った場合

受講料等について

①講座受講お申込み後における解約・返金についてのお取扱い
(1)講座開始日前の解約・返金について
イ 講座開始日(注1)前であれば、理由の如何を問わず、お客様からのお申し出により解約・返金させていただきます。
ロ 原則として、受講済み受講料の全額を銀行振込にて返金いたします。返金処理にかかる銀行振込手数料はお客様負担とさせていただきます。
ハ お受取になった教材類は、返金時までに全てご返却いただきます。その際の送料は、お客様負担とさせていただきます。なお、教材類に折目・書き込みなどの破損・汚損がある場合につきましては、TAC所定の価格表に基づき返金額より控除いたします。
(2)講座開始日以後の解約・返金について
講座開始日以後、健康上の理由、経済上の理由、その他個人的な理由により、申込者またはその法定代理人が、継続的な受講を困難または不可能と判断した場合には、TAC所定の書類をもってお申し出ください。当該書類が受理された時点で基準として受講料の預かり金処理、受講日程等の変更または解約・返金等の手続きを開始いたします。その際の返金は、銀行振込にて返金いたします。なお、当該お申し出の期間は受講期間(注2)の最終日から一月前までといたします。
(3)上記(2)のお申し出により、解約・返金する場合の返金額は、受講済み受講料に受講期間(注2)に占める当該受講期間から下記に掲げる経過月数(注3)を控除した月数の割合を乗じて計算した金額を控除した金額(以下、「未受講料相当額」という)から、解約手数料としての未受講料相当額の20%に相当する金額(上限5万円)を控除した残額(10円未満の端数は切捨て)といたします。ただし、未受講料相当額の算定についてパンフレット等で別に定めがある場合については、これに準じます。
(算式)
受講済み受講料×(受講期間-経過月数)÷受講期間=未受講料相当額
未受講料相当額-未受講料相当額×20%(上限5万円)=返金額
(4)上記(2)のお申し出により、預かり金処理、受講日程等の変更をする場合のお取扱いは、解約手数料に関する部分を除き、上記(3)ウの算式を準用いたします。なお、これにより受講料に不足が生じた場合には差額をお支払いいただきます。また、預かり金処理、受講日程等の変更後に、解約・返金する場合の返金額は、上記(3)の算式に基づき、解約手数料を控除した残額(10円未満の端数は切捨て)といたします。
②講座に付随したキャンペーンまたは特典等として無料もしくは割引価格にてお申込みいただいた講座(以下、「無料・割引講座」という)についてのお取扱い
(1)無料・割引講座をご利用されていない場合には、前記①(1)と同様にお取扱いさせていただきます。
(2)上記(1)以外の場合には、無料・割引講座分の受講料につきまして正規受講料相当分を申し受けします。なお、算定方法は前記①(3)を準用して返金額の計算をいたします(ただし、解約手数料に関する部分を除きます)。
●(注1)講座開始日
お申込みいただいた日程の通信学習教材初回発送日
●(注2)受講期間
お申込みいただいた日程の通信学習教材初回発送日の属する月から、お申込みいただいたクラスの修了試験日の属する月までの期間(月数)
●(注3)経過月数
お申込みいただいた日程の通信学習教材初回発送日の属する月から、解約の申立日の属する月までの月数
●(注4)金額は全て消費税込みの金額といたします。

開講・クラス閉鎖について

●お申込みいただいた講座、コース、クラスが開講日までに開講に必要な定員に達しなかった場合、やむを得ず開講またはクラスの閉鎖を行う場合があります。その際は、受講方法や、クラスの変更の相談をお受けいたします。変更により受講ができない場合は、お支払いいただいた入会金、受講料の全額をお返しいたします。ただし、事前にクラスの合流等を告知していた場合はこの限りではありません。また、受講料のお支払いに必要で、お客様がご負担になった手数料等(振込手数料、コンビニ決済手数料、郵送料、教育ローン手数料等)は返金の対象となりません。なお、閉講またはクラスの閉鎖により生じた不利益については、TACは責任を負いかねます。

解約について

●万一、当規約、「TAC利用上の注意事項」、各講座の「受講ガイド」、パンフレット、TACホームページ掲載の各種規約もしくは法令等に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったとTACが判断した場合、TACは何ら通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引一切をお断りし、各校舎への立ち入りを禁止する場合があります。なお、解約に伴う返金額は上記【受講料等について】の項目の①(3)の算式を準用いたします。

講座運営について

●地震・火災・台風等の災害が発生した場合、停電等が発生した場合、感染症が蔓延する恐れがある場合、交通機関が運休・遅延した場合、講師が急病の場合、その他やむを得ない事情により、校舎の閉鎖、休講、講義日程・担当講師の変更、教材発送の遅延が生じる場合があります。この場合、振替受講やDVD視聴、オンライン受講などTACが指定するフォロー制度をご利用ください。
●機器の故障や通信回線の異常等のやむを得ない事情が生じた場合、提供する講座等の運営を一時的に停止する場合があります。
●受講途中であっても、予告なしに担当講師や発送日程の変更、校舎の閉鎖・移転、コースの閉鎖、講義内容の追加・修正を行う場合があります。なお、校舎・コースの閉鎖を行い、受講継続が困難となった場合の返金額は、【受講料等について】の項目の①(3)の算式を準用いたします。

●上記に掲げる事情により、TACが指定するフォロー制度をもって役務の提供と代えさせていただく場合がございます。これより、お客様に生じた不利益については、TACでは責任を負いかねます。また、上記に掲げる事情により受講継続が困難となった場合の返金額は、【受講料等について】の項目の①(3)の算式を準用いたします。

教材発送について

●通信学習における教材等は、TACが定めた発送日程に従い、指定する宅配業者または郵便事業者（以下、「運送業者等」という）により各運送業者等が定めた運送約款等の規約に従ってお客様へお届けいたします。受付窓口でのお受取やTAC社員等によるお届けはできません。また、教材等はお客様ご指定の発送先住所とお客様ご本人のお名前をあて先として発送いたします。発送等の状況によっては受講料以外に送料や手数料を別途お支払いいただく場合がございます。なお、教材の配達遅延、紛失等についてはTACでは責任を負いかねます。

会員証について

●会員証は、会員としての資格をお客様本人にのみ帰属することを証明するものであり、会員としての資格を第三者に譲渡、貸与、または担保に供する等の行為はできません。
●会員証を不正に利用させた場合、並びに不正に利用した場合には、当該コース正規受講料の3倍の料金を申し受けます。

在籍証明書について

●お申込みいただいた方の中でご希望される方には無料で在籍証明書を発行いたします。ただし、学割等に利用することはできませんので、あらかじめご了承ください。

登録講習修了者証明書の紛失について

●登録講習修了者証明書を紛失した場合は、再発行が可能です（1枚につき500円（税込）の手料をいただきます）。受講された校舎の受付にて再発行手続を行ってください。登録講習修了者証明書は約1週間程度で出来上がりますので、改めて校舎へお越しください。郵送による登録講習修了者証明書の発送は行っておりませんので予めご了承ください。

著作権について

●TACがお客様に提供する教材（テキスト、レジュメ、答練、DVD、カセットテープ、講義を収録した映像または音声データ、その複製物及びその他一切の著作物（以下、「TAC教材」という）に関する著作権、その他知的財産権はTACまたは権利者に帰属しており、お客様ご自身が学習する目的以外に使用および複製することはできません。
●TAC教材の複製物を第三者に販売（オークションへの出品を含む）、贈与および貸与（有償・無償を問わない）することは、方法・理由の如何を問わず一切できません。

●教室およびビデオルーム内において講義内容等を収録（録画・録音等）することはできません。
●上記に違反した場合は、直ちに差し止めを求め、刑事告訴等の法的措置をとらせていただきます。また、複製したTAC教材を使用する講座（コース）正規受講料の3倍の料金を、使用者数（または複製した数量）を乗じた金額を損害賠償金として申し受けます。

本試験申込みについて

●講座のお申込みとは別に本試験申込みが必要です。本試験願書申込段階における受験資格の有無および申込み期間、申込み方法等はTACでは責任を負いかねますので、必ずご自身でご確認ください。

自習室

●スクーリングの2日間については空き教室を原則「自習室」として利用できますが、場合によっては利用できないことがあります。

免責

●TACの講座等をご利用になり、その結果としてお客様の知識・技能等の向上、就職・転職等の目的が達成できなかったとしても、TACは責任を負いかねます。
●お客様による会員証の不携帯、講座申込書の記載内容の不備・誤記、虚偽、記載事項に変更が生じた場合の未届、変更届出内容の不備・誤記、虚偽、講座申込書または当規約についての不知・誤解釈による不利益については、TACは責任を負いかねます。
●TACが行う各種サービスについては、TAC所定の日数により手続きさせていただきますのであらかじめご了承ください。これによる不利益についてはTACでは責任を負いかねます。

準拠法および合意管轄

●当規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。
●お客様とTACとの間における一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

規約の変更

●当規約は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、民法第548条の4の定型約款の変更に規定に基づいて変更するものとします。
●強行法規の改正等により、当規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものといたします。

施行日

●2020年11月1日施行

■個人情報のお取り扱いについて

1. 事業者の名称

TAC株式会社

2. 個人情報保護管理者

個人情報保護管理室長 連絡先 cpo@tac-school.co.jp

3. 利用目的

お預かりした個人情報は、TACが提供する受講サービス（成績管理、成績発表、会員管理等）、顧客管理等に関して利用します。ただし、受講期間終了後も、会員向けの受講案内や就職・転職に関する情報提供に利用する場合があります。
◎詳細はTACホームページをご参照ください（https://www.tac-school.co.jp）。

4. 第三者提供について

お預かりした個人情報は、お客様の同意なしに第三者に開示・提供することはありません（ただし、法令等により開示を求められた場合を除きます）。

5. 共同利用について

TACは、資格取得から就職・転職に関する情報提供などTACグループにおける総合的なサービスを提供するため、TAC関連子会社・TAC提携校と個人情報を共同利用させていただきます。詳細はTACホームページをご参照ください（https://www.tac-school.co.jp）。

6. 個人情報の取扱いの委託について

お預かりした個人情報を業務委託する場合があります。

7. 情報の開示等について

個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、削除、利用または提供の停止を請求できます。下記の窓口までご相談ください。
個人情報に関するお問合せ窓口 E-mail:privacy@tac-school.co.jp

8. 個人情報提供の任意性について

TACへの個人情報の提供は任意です。ただし、サービスに必要な個人情報がご提供いただけない場合等は、円滑なサービスのご提供に支障をきたす可能性があります。あらかじめご了承ください。

■受講資格について

「宅地建物取引業に従事する者」とは、『登録講習の受講申込時より登録講習修了までの間、継続して、宅地建物取引業に従事する者』のことです。したがって、次のような場合にはその要件に適合せず、登録講習を修了することができませんのでご注意ください。

【登録講習を修了することができない場合の例】

- ①登録講習の受講申込時において宅地建物取引業に従事していたが、その後、登録講習修了までの間に、勤務していた宅地建物取引業者を退職して宅地建物取引業に従事しなくなった場合 **例2**
- ②登録講習の受講申込時において宅地建物取引業の従業者であることを証明できない場合 **例3**

下記の（例1）はその基準を満たしていますので修了することができますが、（例2）および（例3）は、基準を満たしていないので、修了することができません。

